

介護保険制度改革（平成 27 年 8 月から）のお知らせ

【問い合わせ】

介護福祉課（玉造庁舎）TEL 0299-55-0111

◆一定以上所得者は利用者負担が 2 割になります

65 歳以上で一定以上所得者（本人の合計所得金額が 160 万円以上の方）の方はサービスを利用するときの自己負担が 2 割負担となります。ただし、「年金収入とその他の合計所得金額の合計」が単身世帯で 280 万円未満、2 人以上世帯 346 万円未満の方は 1 割負担のままです。

要介護認定を受けた方に、利用者負担の割合（1 割または 2 割）が記載された「介護保険負担割合証」が発行されます。

◆高額介護サービス費の一部の上限額が新しくなります

同じ月に利用した介護保険の利用者負担が一定額を超えたときに支給される「高額介護サービス費等」の利用者負担段階区分（所得等に応じた区分）に「現役並み所得者」を新設し、上限額を設定します。

※現役並み所得者とは・・・同一世帯に住民税課税所得 145 万円以上の第 1 号被保険者（65 歳以上の方）がいて、収入が単身 383 万円以上、2 人以上 520 万円以上の方

利用者負担 段階区分	上限額	
	平成 27 年 7 月まで	平成 27 年 8 月から
●現役並み所得者の方		世帯 44,400 円
●市区町村民税課税世帯の方	世帯 37,200 円	世帯 37,200 円
●住民税世帯非課税の方	世帯 24,600 円	世帯 24,600 円
・合計所得金額及び課税 年金収入額の合計が 80 万円以下の方 ・老齢福祉年金の受給者 の方	個人 15,000 円	個人 15,000 円
●生活保護の受給者の方等	個人 15,000 円 世帯 15,000 円	個人 15,000 円 世帯 15,000 円

◆高額医療・高額介護合算制度の限度額が変わります（70 歳未満の方）

年間の医療費と介護サービス費の利用者負担（それぞれのサービスの限度額適用後の利用者負担）が一定の限度額を超えたときに支給される「高額医療・高額介護合算制度」の限度額が、平成 27 年 8 月の計算期間分から変更されます。

※ 1 平成 27 年 7 月までの限度額は経過措置として、（ ）内の金額になります。

※ 2 基準総所得＝前年の総所得金額－基礎控除 33 万円

負担限度額		
基準 総所得 額 (※2)	所得区分	平成 27 年 8 月から (※1)
	901 万円超	212 万円 (176 万円)
	600 万円超～901 万円以下	141 万円 (135 万円)
	210 万円超～600 万円以下	67 万円 (67 万円)
	210 万円以下	60 万円 (63 万円)
	市区町村民税非課税世帯	34 万円 (34 万円)

◆特定入所者介護サービス費等の給付要件が変わります

施設サービスの居住費と食費は、所得の低い方に対しては自己負担の上限額が設けられており、これを超えた分は「特定入所者介護サービス費として、介護保険から施設等に支払われますが、その対象者となる条件が変更されます。不正があった場合には、加算金を設けます。

※次のいずれかに該当する場合、特定入所者介護サービス費等の給付の対象にはなりません。

- ①住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税者である場合
- ②住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も住民税非課税）でも、預貯金が一定額（単身 1,000 万円、夫婦 2,000 万円）を超える場合



◆◆介護保険は高齢者の暮らしを社会みんなで支える仕組みです◆◆

介護保険料の改定

市では、平成27年度から3力年を計画期間とする「行方市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の第6期計画を策定しました。

この計画は、高齢者が住み慣れた自宅や地域で元気に安心して暮らし続けることができるまちづくりを目指して、介護・介護予防・生活支援などの様々な施策やサービスの提供量・提供体制・介護保険財政の安定化のための方策を具体的に計画し、市民とともに推進していくものです。

第6期計画の策定に伴い、計画期間中に必要と見込まれる介護保険事業費の総額を算出し、介護保険第1号被保険者（65歳以上）の保険料を改定しました。

65歳以上の方が負担していただく介護保険料は、「今後3年間でどのようなサービス費がどれくらい必要となるか」を判断して3年ごとに見直すことになっています。介護施設の設置や介護サービスの利用が増加すると保険料の見直しが必要となります。適正な介護サービスの利用に努めていただきますようお願いいたします。



65歳以上の方の保険料（第1号被保険者） 第6期（平成27～29年度）

所得段階	対 象 者	料率	年額 (月額目安)
第1段階	○生活保護受給者の方 ○世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者の方 ○世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	0.45	29,160円 (2,430円)
第2段階	○世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超えて120万円以下の方	0.75	48,600円 (4,050円)
第3段階	○世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超える方	0.75	48,600円 (4,050円)
第4段階	○本人が市民税非課税で、同一世帯内に市民税課税者がいて、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	0.95	61,560円 (5,130円)
第5段階【基準額】	○本人が市民税非課税で、同一世帯内に市民税課税者がいて、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超える方	1.00	64,800円 (5,400円)
第6段階	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.25	81,000円 (6,750円)
第7段階	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	1.35	87,480円 (7,290円)
第8段階	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	1.50	97,200円 (8,100円)
第9段階	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上の方	1.70	110,160円 (9,180円)

※月額の保険料は目安であり、年間保険料を1/12にしたものです（納付期限・納付方法により金額が増減することがあります）。
※合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を差し引いた金額で、譲渡所得の特別控除や損失等にかかる繰越控除を行う前の金額をいいます。

◆保険料の納め方

納め方は、受給している年金の額によって、年金から天引きされる「特別徴収」と納付書や口座振替により納めていただく「普通徴収」の2通りに分かります。

特別徴収	年金が年額18万円以上の方は、年金の支払月に年6回に分けて天引きされます。ただし、年度途中で65歳に到達した方や他の市区町村から転入した方などは、すぐに年金天引きにはなりませんので、年金天引きが開始（おおむね6カ月から1年後）されるまでは、一時的に納付書または口座振替で納めていただきます。
普通徴収	年金が年額18万円未満の方や、年度途中で65歳に到達した方や他の市区町村から転入した方は、納付書または口座振替で納めていただきます。

保険料を滞納していると、保険料を滞納している期間に応じ、次のような措置がとられます。

- 1年以上滞納すると … サービスを利用したときの費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により、あとで保険給付分が支払われます。
- 1年6カ月以上滞納すると … 費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部が一時的に差し止めとなり、滞納していた保険料に充てられることもあります。
- 2年以上滞納すると … サービスを利用するときに利用者負担が3割になったり、高額介護（介護予防）サービス費が受けられなくなったりします。

市職員採用試験

総務課（麻生庁舎）
☎0299（72）0811

平成27年度市職員採用試験を次のとおり行いますのでお知らせします。

職種・採用予定人数・受験資格

試験区分	採用予定人数	学歴区分	受験資格
一般事務 ※試験区分は、大学卒等と短大・高校卒等に分かれます。	7名程度	A 大学卒等 B 短大・高校卒等	昭和60年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による高等学校もしくは短期大学を卒業した人、又は平成28年3月31日までに卒業見込みの人
幼稚園教諭	1名程度	A・B	昭和60年4月2日以降に生まれた人で、幼稚園教諭の資格を取得した人、又は平成28年3月31日までに取得見込みの人
管理栄養士	1名程度	A・B	昭和60年4月2日以降に生まれた人で、管理栄養士の資格を取得した人、又は平成28年3月31日までに取得見込みの人

上記の受験資格に該当する人であっても、次のうちいずれかに該当する人は受験できません。

ア 日本国籍を有しない人
イ 成年被後見人又は被保佐人
ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

エ 本市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない人

オ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

試験日

【第1次試験】教養試験（論文・作文を含む）
9月20日（日）

▽会場 北浦公民館（行方市山田2175）

【第2次試験】口述試験・適性試験・身体検査

11月上旬予定（第1次試験合格者）
受付期間

7月1日（水）～7月31日（金）

申込書の請求方法

市のホームページから所定の用紙をダウンロードするか、行方市総務部総

務課人事グループに請求してください。

郵便で請求する場合は封筒の表に（職員採用試験申込書請求）と朱書きし、あて先を明記して120円切手を貼った返信用封筒（角2サイズ）を必ず同封してください。

なお、申込書は、北浦庁舎総合窓口室、玉造庁舎総合窓口にも配置してあります。

資料請求・問い合わせ

試験案内は行方市ホームページからご覧いただけます。

<http://www.city.namegata.ibaraki.jp/>
〒311-3892 行方市麻生1561番地の9 行方市総務部総務課人事グループ（麻生保健センター内）
☎0299（72）0811



第10回特別弔慰金が

支給されます

社会福祉課（玉造庁舎）

☎0299（55）0111

終戦70周年にあたり、戦没者等の遺族に改めて弔慰を表すため、平成27年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」を受ける方がいない場合に、ご遺族お一人に第10回特別弔慰金が支給されます。

【支給内容】

額面25万円、5年償還

【請求期限】

平成30年4月2日まで（請求期間を過ぎると第10回特別弔慰金を受けることができませんので、ご注意ください）

【支給対象者】

戦没者等の死亡当時のご遺族で

（1）平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

（2）戦没者等の子

（3）戦没者等の①父母②孫③祖父母

④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有しているか、平成27年4月1日（基準日）

において遺族以外の者と氏を改める婚姻をしているかどうか等により、順番が入れ替わります。

（4）右記（1）から（3）以外の戦没者等の三親等内親族（甥、姪等）

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

【請求書の受付機関】

請求者の居住地を管轄する市区町村

【請求窓口】

社会福祉課（玉造庁舎）

総合窓口室（麻生庁舎、北浦庁舎）

行方市農業委員会委員

一般選挙のお知らせ

行方市選挙管理委員会（麻生庁舎）

☎0299（72）0811

【投票日】

8月24日（月）午前7時～午後6時

【告示日】

8月17日（月）

【選挙区別の定数】

第1選挙区（麻生地区） 8名

第2選挙区（北浦地区） 8名

第3選挙区（玉造地区） 8名

【立候補予定者説明会】

▽期 日 7月27日（月）午後1時30分

▽場 所 行方市役所北浦庁舎 第1会議室

※「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」が成立し、選挙の告示日（8月17日）前に法律が公布された場合、農業委員会委員一般選挙は中止となります。その際には、現職の農業委員の任期が平成28年3月31日まで延長になり、平成28年4月1日から新制度による任命制に移行します。

特別児童扶養手当・特別障害者手当等の現況届について

社会福祉課（玉造庁舎）

☎0299（55）0111

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当を受給されている方は、毎年8月に現況届（所得状況および現に対象者が在宅で養育または介護されているかなどの受給資格の確認）の提出が必要です。

これは、引き続き手当を受けることができるかどうかを決める大切なものです。忘れずに手続きしてください。

【提出日時】

8月11日（火）～8月28日（金）

午前8時30分～午後5時15分

※土曜・日曜を除く

【提出先】

社会福祉課（玉造庁舎）

総合窓口室（麻生庁舎、北浦庁舎）

今秋「なめがたファーマーズヴィレッジ」オープンに伴い、スタッフ募集！

国内唯一のさつまいも農業体験型テーマパーク「なめがたファーマーズヴィレッジ」が10月、大和第三小学校跡地にオープンします。

オープンに伴い、株式会社なめがたしろはとファームでは、テーマパーク内に併設される工場のスタッフを、フルタイム100人（求人番号08120・3313351）とパートタイム40人（求人番号08120・3320051）を募集します。

詳しくは、ハローワーク常陸鹿嶋・鉾田市地域職業相談室・行方市無料職業紹介所へご相談ください。

◆ハローワーク常陸鹿嶋（鹿嶋市宮中199-1）

☎0299・83・2318

◆鉾田市地域職業相談室（鉾田市鉾田1367-3）

☎0299・34・0117

◆行方市無料職業紹介所（北浦庁舎内）

☎0299・35・2111



児童扶養手当現況届について

こども福祉課（玉造庁舎）

☎0299（55）0111

児童扶養手当の現況届受付について、次の日程で行います。現況届を提出しないと8月分（12月支給分）からの手当が支給になりません。通知は8月中旬に届く予定です。現況届の用紙は市役所にあります。

【提出期間】

8月18日（火）～8月31日（月）（土日を除く）

【受付時間】

平日（3庁舎）

午前8時30分～正午・午後1時～午後5時15分

夜間（こども福祉課（玉造庁舎）のみ）

8月27日（木）～8月31日（月）

午後5時15分～午後8時

（未申告の方は、夜間の受付ができません）

【提出場所】

こども福祉課（玉造庁舎）

総合窓口室（麻生庁舎、北浦庁舎）

※注意

児童扶養手当は毎年、本人の所得、扶養家族の所得、事実婚の有無、年金受給の状況、その他から判断していま

す。以前該当にならなくても今年度は該当になる場合もあります。

児童扶養手当未申告で該当と思われる方はお問い合わせください。

平成27年度ひとり親家庭等学習応援事業について

こども福祉課（玉造庁舎）

☎0299（55）0111

この事業は、子育て世帯の中の一ひとり親家庭等に対して図書カードを配布し、子どもの学習用の図書購入に係る経済的負担を軽減することにより、ひとり親家庭等の児童の学習を確保することを目的としています。平成27年4月1日を基準日として、次の児童が対象となります。

- （1）児童扶養手当等を受給する世帯に属する児童扶養手当支給対象児童
- （2）生活保護受給世帯の18歳未満の児童（平成27年度に満18歳に達するまでの児童。※（1）の対象となる児童は除く）

【配布額】

対象児童1人につき1万円分

※配布の詳細につきましては、該当者にのみ児童扶養手当の通知とともに送付させていただきますので、ご確認のほどよろしく願います。

市営住宅の入居者を募集します

都市建設課（玉造庁舎）

☎0299（55）0111

次のとおり市営住宅の入居者を募集します。

◆新池住宅

所在地 麻生3491・3

間取り 3DK 構造 木造

募集戸数 1戸

◆諸井団地

所在地 玉造甲4175

間取り 3DK 構造 RC造

募集戸数 1戸

※新池住宅については、浴槽、給湯器は設置されていません。設置する場合は入居者の方の負担となります。

【応募資格】

次の①～③の全ての要件に該当する方

- ①単身入居以外の方で現在住宅に困っている方
- ②市税等を滞納していない方
- ③条例で定める基準内の収入である方

（例）一般世帯の場合（1世帯の合計所得額・控除額）÷12≦15万8千円以下

【申込方法】

所定の申込書に必要事項を記入し、都市建設課（玉造庁舎）に提出（市のホームページからもダウンロードできます）。

【申込期間】

7月1日（水）～7月21日（火）

【入居者の選考】

市営住宅管理条例第8条により入居者選考委員会を行い、入居者を決定します。

熱中症を予防しましょう！

茨城県保健福祉部保健予防課

☎029（301）3219

熱中症の発生は7月～8月がピークです。屋外だけでなく、室内でもしていないときも発症するので注意が必要です。場合によっては死亡することもありますので、正しい知識を身につけて予防しましょう。

熱中症の予防には、「水分補給」と「暑さを避けること」が重要です。

◆のどの渇きを感じなくても、こまめな水分・塩分の補給を

◆扇風機、エアコンの利用

◆室温の上がりにくい環境を作る（すだれ、遮光カーテン）

◆こまめな室温確認

◆通気性のよい、吸湿・速乾の衣服着用

◆外出時は日傘や帽子の利用を

◆暑い日や暑い時間帯は、外出をできるだけ控える

農地台帳の公表について

農業委員会事務局（北浦庁舎）

☎0291（35）2111

農地に関する情報の活用促進を図るため、農地法に基づき農地情報を公表できるようにしました。

【インターネットによる公表】

全国農業会議所の「全国農地ナビ」
(<http://www.alis-ac.jp/>) により、次の農地情報等が閲覧できます。

- 農地の所在、地番、地目および面積
- 貸借権等の種類、存続期間
- 耕作者ごとの整理番号
- 貸付に関する所有者の意向（公表に同意した場合のみ）
- 農地中間管理機構が借りている農地かどうか

【窓口での公表】

農業委員会事務局の窓口においてインターネットで公表する項目のほかに、次の項目も閲覧できます。

- 所有者の氏名・名称
- 貸借人等の氏名・名称
- 耕作者の氏名・名称

【注意事項】

- 一定の時点において作成されたものを公表しているため、必ずしも最新の情報ではありません。

○他法令に関する情報については、直接担当課へお問い合わせください。

○法的な証明力はありません。

○表示される「面積」は、登記簿における面積を基にしています。

農地中間管理機構による農用地等の借受希望者の公募について

農林水産課（北浦庁舎）

☎0291（35）2111

担い手への農地の集積・集約化を図るため、農地中間管理機構として平成26年4月1日に指定を受けた（公社）茨城県農林振興公社（以下「公社」という）が農地中間管理事業の推進に関する法律第17条の規定に基づき、次のとおり農用地等の借受希望者の公募を開始します。

今後、規模を縮小する農家などから農地を借り受け、借受希望者への橋渡しを行い農地を貸し付けて、農地の集約を図っていきます。

【公募期間】

平成27年5月20日（水）～平成28年3月31日（木）

【公募対象】

農用地等の借受希望者（人・農地プランで位置づけられた中心経営体、認定農業者、認定就農者、農業生産法人、新規参入者（企業参入を含む）等）

【応募方法】

公社ホームページまたは市の相談窓口（農林水産課）で借受希望申込書を取得し、必要事項を記入の上、公社宛に郵送または農林水産課（北浦庁舎）へ提出

「くらしの便利帳」について

政策秘書課（麻生庁舎）

☎0299（72）0811

市では「2015行方市くらしの便利帳」を（株）サイネックスとの協働事業で発行します。

くらしの便利帳は、市民の生活に必要な行政情報や地域に関する情報および広告による事業者情報をあわせて総合地域情報誌です。発行は10月を予定しています。市内の全家庭に無料配布するとともに、転入者の方にも届出の際に窓口でお渡しします。

また、くらしの便利帳の発行にあたり、広告の申し込みも募集します。詳細はお問い合わせください。

【問い合わせ】

◆発行に関すること

政策秘書課（麻生庁舎）

☎0299・72・0811

◆広告に関すること

（株）サイネックスつくば支店

☎029・858・0570

犬を放し飼いにしないで！

環境課（北浦庁舎）

☎0291（35）2111

あなたの犬が、ご近所から好かれるために！！

飼い主は、周囲に迷惑や危害を及ぼさないくぐりとしつけが大切です。

●犬を放し飼いにしないで！

散歩のときも、引き綱は必ずつけましょう。

特定犬はオリの中で飼いましょう。

●犬の放し飼いは・・・

- ①人に攻撃する（咬傷・傷害）
- ②他人の土地や農作物を荒らす（被害・損害）
- ③他の犬や猫とケンカを引き起こす
- ④交通事故の危険性
- ⑤いろいろな病気の感染や中毒の原因
- ⑥逸走の原因

など他人に迷惑をかけ、愛犬にも危害等が及びます。

犬を放し飼いにした者は、「茨城県動物の愛護及び管理に関する条例」により罰則が適用される場合があります。

【問い合わせ】

茨城県動物指導センター

〒309・1606 笠間市日沢47

☎0296・72・1200

後期高齢者医療からのお知らせ

【問い合わせ】国保年金課（玉造庁舎）医療グループ TEL 0299-55-0111

◆8月1日に「被保険者証」および「限度額適用・標準負担額減額認定証」が更新されます

現在お使いの「被保険者証」は、7月31日までの有効期限となっています。
新しい「被保険者証」（紺色）は、7月中旬に簡易書留にて郵送しますので、お受け取りをお願いします。

また、「限度額適用・標準負担額減額認定証」（黄色）を現在お持ちの方で、引き続き交付対象となる方については、「被保険者証」とあわせて郵送します。

なお、現在お使いの被保険者証等は、有効期限後、お近くの市役所窓口までご返却をお願いします。

＊「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、非課税世帯が交付の対象となり、医療機関等での自己負担額が減額の適用となる証です。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成28年 7月31日	
被保険者番号	00000001
住所	水戸市幸区1-1 (2才×1F)
氏名	後期 太郎 男
生年月日	昭和 5年 5月 5日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
資格期日	平成20年 4月 1日
交付年月日	平成27年 8月 1日
一部負担金の割合	1割
被保険者番号並びに保険者の名称及び印	39082011 筑後県後期高齢者医療広域連合 印

新しい被保険者証は紺色です

◆平成27年度保険料の決定通知書および納付書を郵送します

特別徴収に該当しなかった方（普通徴収）は、7月中旬に郵送される納付書にて、保険料を納付していただくことになります。

決定通知書が届きましたら必ず中身を確認していただき、納付書が同封されている場合は、各納期限までに納付をお願いします。

また、特別徴収による保険料納付の方については、8月中旬に決定通知書を郵送します。

■保険料の納め方

特別徴収（4月～翌年2月 隔月6回）	普通徴収（7月～翌年2月 毎月8回）
年金からの差し引き	納付書または口座振替
●年金（遺族・障害年金を除く）額が年額18万円以上の方 ●介護保険料との合計額が年金支給額の2分の1を超えない方	●左記に該当しない方 ●前年度に保険料変更があった方 ●平成27年2月以降に新たに後期高齢者医療制度に加入された方

＊普通徴収は、手間が省ける口座振替が便利です。

- ・手続きは、市内にあるお取引の金融機関等窓口でできます。口座振替をする預貯金通帳および通帳の登録印鑑をお持ちください。
- ・振替を希望する納期の前月までにお申し込みください。

＊特別徴収は、申請することで普通徴収に変更することができます。

- ・市内にあるお取引の金融機関等で口座振替の申し込み後、市役所窓口で徴収方法変更の申請手続きをしてください。
- ・口座振替をした方の確定申告時の社会保険料控除に適用できます。



シリーズ 国民健康保険

こんなときどうするの？

交通事故などにあつたとき

◆第三者行為による病気やケガ

交通事故をはじめ、第三者の行為によって傷病を受けた場合にも、国保で治療を受けることができます。本来、治療費は加害者が支払うものですが、一時的に国保が立替払いをして、あとから国保が加害者に費用の請求をします。

示談の前に必ず国保に連絡をして、届け出るようにしてください。

①交通事故にあつたときには必ず警察に連絡をして、「事故証明書」をもらってください。

②「事故証明」「保険証」「印かん」をご持参の上、国保の窓口で「第三者行為による傷病届」を提出してください。
※傷病の状況や、相手の保険加入状況などを記入します。

③治療費を受け取ったり示談を結んでしまったりすると、給付ができなくなってしまうことがあります。

【問い合わせ】国保年金課（玉造庁舎） Tel 0299-55-0111

税金のお知らせ

税の納め忘れにご用心！

税金を納期限までに納めないことを滞納といいます。うっかり忘れていたとしても、本来納めるべき税額の他に、督促手数料や延滞金を納めていただくことになります。

滞納は、納税者にとって不利益になりますので、納期限内に納税してください。

市税の納付は口座振替が便利です

市税は口座振替による納付が便利です。納め忘れがなく、金融機関や市役所窓口に出向く必要もなく、安全です。

手続きは市内の金融機関窓口でできます。口座振替依頼書は、市内の銀行、信用金庫、農協、郵便局に備えてありますので、手続きの際は預貯金通帳および通帳登録印鑑をお持ちください。

なお、手続きしてから口座振替を開始するまでに1カ月程度の期間を要します。

口座振替の方は預貯金残高の確認をお願いします

市税の口座振替日は各税目の納期限日です。振替できなかった市税の再振替は行いませんので、振替日の前日までに預貯金残高の確認をお願いします。

※納期限日が土曜日または日曜日の場合は、翌月曜日が納期限日となります。

今月の税金

- 固定資産税 第2期
 - 国民健康保険税 第1期
- 納付期限（口座振替日）は
7月31日です。

問い合わせ 収納対策課（麻生庁舎） ☎ 0299-72-0811